

児童虐待防止協力員（応援員）確保事業

【趣旨】

児童虐待防止対策に関係する様々な場面において、円滑な事業実施に資するための人材として、離職者、雇い止めされた労働者、中高年齢者等を中心に雇用することにより、児童虐待防止対策の推進を図りつつ、地域における雇用を創出する。

【メリット】

1. **離職者等の迅速な雇用** 緊急経済対策の財源を活用。既存業務への就業により迅速な雇用確保を実現。
2. **スキル向上** 福祉の現場や施設等における研修、実務経験による福祉分野のスキルの習得・向上。
3. **地域に貢献** 児童虐待件数の増加等による相談窓口等の人員不足に対応し、地域の福祉に貢献。

